

令和4年9月30日

亀井委員

公明党の亀井です。よろしくお願いいたします。私からは、まず、県のたよりの印刷等業務、契約違反、和解について、つまり、今回県のたより及び自治体からの印刷等業務の契約違反に関する和解の議案が上程されていまして、前回の定例会の総務政策常任委員会においても質疑をされておりました。私も、非常に関連してしまうかもしれませんが、何点か内容の確認をこの際させていただければなというふうに思います。

まず、私、7月の常任委員会において、平田局長から白色度計の購入について全庁に周知するとの答弁を頂いたと思っているんですが、その具体的な取組というか、この状況はどうか。

知事室長

知事室の広報部門で、6月に購入したポータブルの白色度計について、7月の広報官会議におきまして、全部局に必要なであればお貸しできますと周知したところでございます。その後、企業局の広報紙、さがみの水や議会局の議会かながわの担当課から御連絡があり、実際にお貸ししたという実績がございます。簡易的なものではございますが、ポータブルでその場で測ることができますので、印刷業者に対しては、発注者として用紙の白色度を確認する姿勢を見せるという意義はあると考えており、必要があれば各課でも使っていただきたいと考えております。

亀井委員

早速使っていただいてということで、さがみの水と議会かながわで早速実際にお貸ししたという実績ですよというお話ですけれども、これは大丈夫だったんですか、白色度は。

知事室長

どのようにお使いになったか細かくはお聞きしておりませんが、無事返されてきておりますので、確認ということで大丈夫だったのではないかと思います。

亀井委員

大丈夫だったんじゃないかと思うじゃなくて、今回、白色度は70%が63%でこれだけ議論がいろいろなやり取りをされているわけなので、無事に返ってきたんだから大丈夫だと思いますというのはおかしいじゃない。

知事室長

申し訳ありません。今後、お貸しした記録についてはしっかりと取っていくようにしたいと思います。

亀井委員

これは今後というか、次また常任委員会があるので、このさがみの水と議会かながわの白色度がどうだったかというのは、次の常任委員会で報告してくださいよ。

知事室長

ポータブルの機械ですので、しっかり測った記録については、お貸しした責

任として記録をしまして報告させていただきたいと思います。

亀井委員

それはだから次の常任委員会で報告できるということですね。ポータブルだからとか、そんなの関係ない。別に固定されていたって測ればいいんだから。どうですか。

知事室長

報告をさせていただきます。

亀井委員

よろしくをお願いします。今回、企業局の広報紙、さがみの水と議会局の議会かながわで使っていただきましたというお話なんですけれども、ほかに白色度をやっぱりこの機械を使って計測すべきところというか、計測ができるような紙だったり、そういう部局というのはほかにあるんですか。

知事室長

印刷発注において白色度を仕様に盛り込んでいるところがどれくらいあるかというのは、大変申し訳ありません、調査をしておりませんので、ほかにあるかどうかというのは、この場ではちょっとお答えできない状況でございます。

亀井委員

それもぜひ次の常任委員会で、どういう白色度を掲載しなきゃいけない紙がほかにあるのか、さらに、部局として企業局と議会局だけですね、今回言われているのは、答弁があったのは。ほかの例えば教育とか、警察とか、ほかのところもやっぱりいろいろな部局があるわけで、そういうところでどういうものがこういう白色度として計測すべきものがあるんだということも把握しなきゃいけないと思うんですけども、次の常任委員会ぐらいでまた教えてもらえますか。

知事室長

計測すべき紙の発注があるかということに関しまして、報告するように調査をしてまいります。

亀井委員

これは先ほど、ポータブルの機械なので手を挙げて言ってくればお貸ししますよというふうなスタンスだと、別に手を挙げなければ借りに来ないわけで、貸すこともないわけで、全然そのまま機械が置いてあるだけだと思うんですね。だからやっぱりそういうのを調べて、実際にどうなのというのを見ないと、実際に白色度が70%のままなのか、それとも63%の品質のもものがごろごろ出てくるのか、そういうことが分からないと思うんですけども、実際、今回のことをやっぱり教訓にして、全庁的にお貸しできるようなポータブル、移動可能な機械を買ったということであれば、全庁的にそういうことは調べなきゃいけないと思うので、ぜひそこに注力をしていただきたいなど。今回のリフコム件だけじゃなくて、ほかにいろいろあると思うんですよ、神奈川県だけじゃなくて、ほかの県でもあったわけだから、リフコム件で。だから、神奈川県の中でもほかの部局の中でももしかしたらあるかもしれない、その辺のところはやっぱりしっかりチェックをしていかないといけないなというふうに思います。

次なんですけれども、今回の和解案に至るまでに、県とこの事業者との間で様々な話し合いが行われたと思うんですよ。お互いに何を主張して、そしてお互

いに何を妥協したのかというところを教えてください。

知事室長

基本的に、事業者は当初から金額の返還要請については真摯に対応するというふうに申し出てきておりました。金額の算定等も、積算については県が責任を持って行いました。県が根拠を持って精査した金額を示しましたので、事業者側も弁護士に内容確認を頼むということで、日数がかかったことはありましたけれども、異論が出されるということはありませんでした。また、和解案の項目に、現時点では確認されていない本件事案に関する新たな事実が判明した場合には、この取扱いについて別途協議するという文言を入れましたが、これも異論なく同意されたところでございます。基本的に県が妥協したということはないというふうに承知しております。

1点、事業者側が要望してきたこととしては、資金繰りの関係で何とか分割での支払いにしていっていただけないでしょうかということとは相談がございました。県としては、和解金は納付書により一括払いが前提であると考えており、分割は行うべきではないと考えております。現在、支払いの期日について事業者と調整をしているところでございます。

亀井委員

分かりました。内容はよく分かりました。12月中に4,740万円ですかね、それをお支払いいただくということで、一括で払ってねということをお願いしたと、私だからこれは指名停止にもなっているし、これだけの大騒ぎをしている企業ですから、別に期限の利益を提供する必要は全くないと思って、分割払いなんていうことは全く考えずに一括支払いで、それも12月中にということをやっていただいているけれども、先ほどリフコムさんの、さんなんかつける必要はないかもしれないけれども、リフコムの経営状況を見たら、資本金が9,000万円しか載っていないくて、ほかのところはよく分からないんだね。これは大丈夫ですかね。

知事室長

リフコムという会社なんですけれども、資本金もおっしゃるとおり、中小企業ということで、なかなかこの4,000万を超える資金を自社で準備することは難しいということをお聞きしております。ですので、借入れになるということになるということなんですけれども、メインバンクと調整をして、何とか12月終わりであれば調達ができるということを情報として聞いておりますので、何とか年内であれば支払うことが可能というふうに言われております。

亀井委員

分かりました。そこはしっかりと注視していただきながら、あまり強引にやると破産させちゃったみたいな話になっちゃうと、それが全部回収できなくなっちゃうといけないので、なかなか強く言う、思い切り強く出ることができないような案件けれども、ぜひ県民の意向も酌んでいただきたい、そのように思います。

次に、この事業者は、白色度を下げることで用紙代を抑えて入札額を安くしたということで、前回も私、次点の会社がもう本当にぎりぎりだったけれども、落札できずにもう落選してしまったと、けれども、これは本当は白色度70%で勝負していたら、多分その次点の会社が落札できたんじゃないかなと

いう話をさせていただいたんだけど、白色度を下げることによって価格が安くなるのであれば、県のたよりの仕様、この白色度を下げることに関しては、前回の先行会派の質問でも、県民は全く分からなかったということですし、職員の皆さんも気づけなかったということでもあるので、下げたほうがいいんじゃないか、この際だから下げるかという話もあるんですけども。

知事室長

県のたよりの印刷について申し上げますと、タブロイド紙 282 万部という印刷は、印刷業務の中でも大規模なものでございます。このような大型の印刷用の用紙は定価販売されているものではなく、用紙の製造会社と印刷会社の発注量などの関係で、取引価格がその都度決まると聞いております。今回問題となった事業者にとっては、白色度を 70%ではなく、60%の用紙のほうが安価に調達できるという環境だったというふうに見込んだことから、今回の契約違反が起こったと考えられるわけですけども、本来、白色度 70%以上という仕様書の仕様は、紙面の見やすさ、視認性の高さや環境への配慮基準のバランスを基にこちら側で決めているものでございます。用紙の白色度の違いによる印刷の仕上がりへの影響、また価格への影響などをさらに調べて検討して、来年度の仕様書の内容を検討、工夫してまいりたいと考えています。

亀井委員

分かりました。紙の見やすさとか、もちろん白色度 70%のほうが見やすいでしょう、それは。けれども、さっき環境への配慮とかと言ったんだけど、どういう意味ですか。

知事室長

環境への配慮の基準というのがございまして、印刷・情報用紙の購入ガイドラインという、グリーン購入ネットワークというところが出しているガイドラインがございまして、ですので、紙を作るにはパルプという木材原料を使うんですけども、新しいパルプを使うのではなく、古紙のパルプを多く用いることが環境への配慮につながるという点での環境への配慮という説明でございまして。

亀井委員

いろんな要素とかファクターが入ってそこでの価格が決定されるということではよく分かったんですけども、今回は白色度が 70%なのか 63%なのかというところで大きな議論になっていて、そこも大きなファクターになっているはずなんですね。だからそれが 63%に落とすことによって少しでもコストダウンができるのであれば、県の財源不足みたいな話が前回出ていたけれども、それに対してだったら焼け石に水かもしれないけれども、そのぐらいの努力をしていただきたいと思うんですよ。白色度だけじゃなかったら、ほかの要素も含めてしっかり精査をするということが必要だと思うんですが。

知事室長

白色度を下げれば一概で幾ら差引きで値段が安くなりますということは、このような大型の印刷の場合にはすぐには出ませんけれども、それだけではなく、発注の仕方ですとか業務の見直しなどによって少しでも全体の契約が、物価高騰の折ではありますけれども、少しでも圧縮できるよう、検討してまいりたいと思います。

亀井委員

よろしく申し上げます。仮に価格が安くなるということであれば、この県のたよりだけじゃなくて、県の各所属で使用している複写機用の再生紙、これについてもやっぱり仕様の白色度を下げて、そのほかのファクターがあるんですけども、全体的なことを考えていってもいいかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

調達課長

本県を含めた地方公共団体が調達する複写機用再生紙、いわゆるコピー用紙については、環境省が定めたグリーン購入に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針によっています。具体的には、古紙パルプ配合率、白色度、坪量等の要素を数値にして算定した結果である総合評価値が80以上であることを条件としているものです。このような基準により、本庁機関の入札においては、総合評価値が85、白色度が70%の製品が落札されています。こうした中、白色度の違いによる価格への影響や流通状況等について、改めて市場動向を把握する必要があります。そうした上で、環境に配慮した調達と低コスト化の両立に向けて、どういった工夫ができるのか研究してまいります。

亀井委員

調達課の方から、再生紙がどういうふうな仕様になっているかというのを教えてほしいということで、ちょっとそのデータがあって、総合評価値の85という数字の中で、古紙パルプ配合率が70%だと配点が50で、森林認証材パルプ利用割合が、クレジットと書いてある、38、そして白色度が70%で配点が5なんです。これを全部合計すると85になって、多分この仕様でオーケーなんだろうというふうに思うんです。今御説明いただいたことはよく私分かるんですけども、この総合評価値という、例えば配点の部分とか、例えば白色度70%で5じゃなくて、それこそ63%で5にするとか、そういう形でこの配点を変えてもおかしくないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

調達課長

本県で購入している複写機用再生紙、いわゆるコピー用紙なんですけど、既製品を購入しております。そういった既製品の中で総合評価値が80以上であることを条件としているわけでありまして、現在は白色度が70%の製品が落札されているということで、今市場等に確認しているところなんですけど、既製品において、今のところ聞き取りの結果では白色度63%という既製品はないということなので、今後も業者に聞き取りの上、どういった白色度の製品があるか、それによってどのような価格になるか、そういったことも研究させていただきたいと思います。

亀井委員

分かりました。総合評価値というのは総合評価方式なので、この評価の配点の仕方というのは、勝手に県が変えられるわけじゃないかもしれないけれども、少しそこら辺に関しては県が見られる範囲かなというふうに思ったので、ちょっとお話をさせていただきました。

前回の常任委員会でもお話になったんですけども、今回のリフコムの色度が70%から63%になったということが数年続いていて、それによって県としては損害を被ったというか、要らない事業や要らない業務をこなさなきゃい

けなくなったということでもあるので、これに関しては指名停止3か月ではちよっと甘いのではないかという話なんですけれども、これは千葉県の事例とも比較すると、やはり指名停止3か月でよろしかったんですかね。

調達課長

今回、リフコムに対しては、国のモデルケースでは、工事の関係ですが、死傷者が多数発生して社会的、経済的にも甚大な影響を与える事故を引き起こした場合については極めて悪質ということになっており、私どもとしては、県民や県民生活に大きな影響を与えた場合に適用するものと思っております。今回の事案については、極めて悪質な事由には該当しないということから、規定どおりの3か月の指名停止措置としたところです。

会計管理者兼会計局長

今千葉県の場合はどう対応されたかという御質問だと思いますけれども、同様の事案があった千葉県におきましては、3か月の指名停止となっております。

亀井委員

分かりました。千葉県も神奈川県も3か月の指名停止だったよということで、多分この指名停止要綱を使っているのかな、同じものを使っているのかなというふうに思います。今課長がおっしゃっていただいた県に重大な損害を与えるということの事例を話していただいて、そこじゃないから今回はその他契約条件に違反したということで3か月なんですよ。だから6か月のカテゴリーと3か月のカテゴリー、結構乖離があると思うんですよ、私。こんな重大なことを県に損害を被らせていないんだからしょうがないねという、3か月だという、だったらこれは要綱を増やしたらどうかなと思うんですけれども、いかがですか。

調達課長

令和元年度のハードディスクの盗難事案について、極めて悪質な事由があったということで、そういった状況を踏まえて、令和元年度、新たに重大な損害を与えたときということを改正して、新たに付け加えたところです。

会計局副局長兼会計課長

今の委員の御質問ですけれども、今回の案件につきましては、現行の要領に基づいて対応したところでございますが、先行会派からも、こういったことが二度と起こらないようにということで、ペナルティーを課すといったことをしっかり事業者を示すことが抑止力になるとの御意見もいただいております。そうした点も踏まえまして、国や他県での運用状況についても改めて確認をして、より効果的な制度とできないか検討したいと考えております。

亀井委員

そうですね、私もそう思います。だからこれは、要するに、さっき私数字を出したんですけれども、70%と63%の違いで、63%だから、いろんな話を聞くと、いやこれは債務不履行ですからと、不完全履行だったんですよみたいな話になって、だからしょうがないんですねみたいな話をちょっと受けちゃうわけ、県民としては。じゃなくて、これはすごく会社自体が詐欺的な行為をしているというのは、やった人が単なる従業員ではなくて取締役だったということで、会社の経営方針を決める言わばまさにその当人、だから会社がやったこととみなすと、結構それは債務不履行のレベルじゃないんだと、不完全履行のレ

ベルじゃないよねという話なんです。そうすると、極めて重大なことと今私たちがお話を聞いていることの乖離があるから、そこを何とか埋めなきゃいけないということなので、今おっしゃっていただいたような考え方で捉えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、次にちょっと移ります。ちょっと時間がないので。

知事室長

先ほど、さがみの水と議会かながわの白色度計を貸した後のどうだったかということにお答えできなかったので、お答えさせていただきます。

議会かながわは70%、さがみの水は71.3%という白色度が確認されたとのことです。ちなみに、さがみの水も仕様書で70%以上という仕様でありましたということです。

亀井委員

大丈夫です。よかったです。では、次の質問なんですが、次は、債権管理の適正化について何点かちょっとお聞きしたい。

これは、令和3年度包括外部監査の指摘の結果を受けて、先日の本会議で我が会派の小野寺議員が債権管理の適正化について質疑を行ったところでありますので、答弁は知事から前向きな御答弁をいただいているというのはよく承知をしているんですが、債権管理についてさらに少し詳しくお聞きしたいなと思っています。

まず、令和3年度の未収債権、この状況はどうなっていますか。

総務局経理担当課長

一般会計及び特別会計の令和3年度決算における強制徴収公債権を除く収入未済金は、約9万件、58億9,304万円となっております。

亀井委員

9万件で約59億の未収債権がまだあるんだよという話です。令和3年度は今こういう状況なのは分かったんだけど、この推移はどうなっているんですか。過去5年分ぐらいから遡ると、右肩上がりでは債権が増えているのか、それとも下がっているのか、最近はコロナ禍での影響もあるし、ウクライナ危機の中でやっぱり物価高騰もあるので、そういうことを加味していくとどうなるのかなというようなやっぱり県民としては疑問があるんですが、いかがですか。

総務局経理担当課長

まず、直近5年の推移でございますが、28年度から金額ベースでお答えをさせていただきますと、28年度が62億6,680万4円、29年度が63億64万円、平成30年度は61億1,854万円、令和元年度が62億6,680万4円、令和2年度は59億124万円、そして令和3年度は先ほど58億9,304万円というような推移となっております。傾向としましては、未済金については減少傾向にあると捉えております。

コロナ禍における影響でございますが、債権の種類ですとか個別の債務者の状況により様々ではないとは考えておりますが、協力金などコロナ禍で新たに生じた債権については、これから調定が本格化していく、まだ本格化していないというところがあること、それから、コロナ禍の影響が必ずしも一律に皆さんに現れるものではないというようなことはあるかと思っております。あわせて、外

出を控えていただいたというような結果、むしろ県から連絡がつきやすくなったケースもあるのかなというようなことが影響しているのかと思っております。このような複数の要因が関係しているのかなと考えてございます。

亀井委員

分かりました。今債権の中にもいろいろ種類があるみたいな話があったんですが、債権にはどんな種類の分類があるんですか。

総務局経理担当課長

債権は、大きく私債権と公債権に区別をすることができます。まず、私債権ですが、いわゆる私人間の契約に基づくものでございまして、例えば母子父子寡婦福祉資金ですとか高等学校の奨学金などが該当します。先ほど委員からお話がありました令和3年度の包括外部監査は、この私債権を対象としたものとなっております。それから、もう一つ、公債権でございまして、許可など行政処分に基づくものでございまして、さらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。県税をはじめ、放置違反金ですとか道路占用料など、裁判手続を経ずに行政自ら差押えなどの滞納処分が認められている債権、これが強制徴収公債権です。一方、高等学校授業料、県有財産使用料など、滞納処分が認められていないものが非強制徴収公債権でございまして。

亀井委員

ちょっと難しくてよく分からないですけれども、簡単に言うと、私債権と公債権があるということで、これは回収の仕方に何か違いはありますか。

総務局経理担当課長

私債権、公債権の違いの中で、債権管理という面から最も特徴的な点は、時効の扱いが違っているかと思えます。私債権は、時効期間が経過しても、債務者が時効により債権が消滅していると主張しなければ消滅しません。一方、公債権は、時効期間が経過すると、債務者から時効により債権が消滅していると主張がなくても債権は消滅するというような違いがございまして。

亀井委員

私債権の場合は、時効の援用ができるということなんだと思うんですけども、これは県のほうからわざわざ時効の援用ができますよなんていう話はしていないですよ。

総務局経理担当課長

時効の援用を促すということは、県としては行っていない状況でございまして。

亀井委員

そうですね。債務者さんからそれは頂かないといけないので、時効の援用ができますよなんてわざわざ御丁寧に言う必要は全くなくて、でも、時効の援用をするよといったときには、それはぜひ拒否をしないでいただきたいですね。それは法律にのっとりたやり方をお願いできればと思いますが、包括外部監査では、回収可能性の低い債権は放棄だと、回収可能性の高い債権に資源を集中すべきだというふうに御指摘があったようだったんですけども、債権の放棄というのは具体的にどのような形で行いますか。

総務局経理担当課長

債権管理条例では、将来にわたり回収の見込みのないことが明らかな債権で、かつ500万円を超えない債権に限定して、知事等により放棄できると規定をし



ています。具体的には、時効が到来した債権については、債務者の所在が不明な場合、債務者である法人の実体が不明な場合などについて放棄できることとしてしています。また、時効が到来していない債権であっても、債務者が破産により債務を免除された場合、債務者が死亡し、限定承認があった場合などについて、債権の回収が不可能なことから放棄できることとしてございます。

亀井委員

これは徴収の努力をしたにもかかわらず、要するに支払われない場合というのは、裁判手続になると思うんですけども、その手続というのはどのように進めていきますか。

総務局経理担当課長

代表的な流れとしてでございますが、まず、裁判所に対して支払督促の申立てを行います。債務者から異議申立てがない場合や、異議申立てから訴訟に移行しまして勝訴をすれば、債務名義を取得しまして強制執行が可能となるものでございます。

亀井委員

分かりました。債務名義という話だったんですけども、強制執行の対象となる財産を把握していない場合は、強制執行は可能でしょうか。

総務局経理担当課長

財産が把握できていない場合は、民事執行法の規定によりまして、裁判所へ財産開示の申立てを行いまして、財産を確認できれば強制執行が可能となります。一方、発見できない場合は、財産なしとして債権放棄に向けた手続を進めることとなります。

亀井委員

ちょっと専門的な話になっちゃって、私も全部理解しているわけではないんですけども、一般質問の答弁でも、知事もありまして、ハンドブックを作成するとか、あとはプロジェクトチームをつかってしっかり体制整備をするとかという話なんですけど、今後、県としてはどのようにこの債券管理に関しては取り組んでいけますか。

総務局経理担当課長

今議員おっしゃられたとおりでございますが、担当者向けのハンドブックを今後適宜充実させるとともに、強制執行など実務に沿ったテーマによる研修を実施する等、引き続き債権の管理、回収を担当する人材の育成に取り組んでいきます。また、困難事案や停滞事案について、関連所属が連携しましたプロジェクトチームなど、体制を整え対応していきたいと考えてございます。

亀井委員

分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

次は、ちょっとまた質問を変えまして、前回は質問がありましたけれども、ヘルスケア・ニューフロンティア関係について、何点かちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

また、これは前回の委員会のやり取りの中でもありましたけれども、有限責任組合、それは神奈川県ですとか各市の銀行とか建設会社、そこが目利きと言われているキャピタルメディカ・ベンチャーズのほうに、これは出資するんですね、出資。この目利きから各ヘルスケア領域のベンチャー企業に、これは投

資するということで、出資されたものを目利きがどう投資するかで、そのベンチャー企業をしっかりと要するに稼がせていくというか、育成していくということが今回の肝だというふうに思っているんですけども、これはこの間もちよっとお聞きして、もう一回聞くのも恐縮なんですけど、今この投資先のベンチャー企業は何社で、幾らぐらい投資していましたか。

ライフイノベーション担当課長

16社、投資額は9.8億円となっております。

亀井委員

16社で9.8億円、これは各有限責任組合員のほうの出資額としては12.5億円だったと思うんですよ、全部で。12.5億円のうちの9.8億円の投資額ということであれば、今現在まだ2.7億円の余力があると思うんですけども、これはどうしているのか。

ライフイノベーション担当課長

投資、いわゆる12.5億円の投資、9.8億円を今投資しているという状況になっておりまして、残りの部分について、今後、いわゆるヘルスケア・ニューフロンティアの推進に向かって非常にいいベンチャーが見つければ、当然新しい投資先ということもまず考えられるのが1点です。また、実際に投資している16社に対して追加で投資をしていくという可能性も、これは現実的にはございます。それは市場の動向とか社会情勢も踏まえながら、どこに投資をしていくことが一番全体としてよくなるかということをお勘案しながら対応していく、こういった形になると思います。

亀井委員

分かりました。ぜひまた投資先を探していただいとというのは、2億以上残っているんで、1つのベンチャー企業に何千万単位、1,000万とか2,000万とか3,000万とか、そういう単位だと思うんですね、投資額が。そうすると、まだ余力はあるかなと思うのでお願いしたいんですけども、ほかの領域というところどういう領域がありますか。ヘルスケアの中で、例えば医療とかバイオとか介護とかいろいろあるんですけども、やっぱりそこに、ほかにも領域を広げていくべきだなと私は思うんですけど、いかがですか。

ライフイノベーション担当課長

まずはこのヘルスケア・ニューフロンティアファンド自体は、未病産業や最先端医療産業等、こういったヘルスケア分野の産業創出、また社会課題の解決、こういったことを目的につくっております。また、この投資の運営者のもともとの出身自体が病院、それから介護のネットワークを持っているところになりまして、一応そういうところのいわゆるノウハウを非常に強く持っているという状況になっております。ですから、恐らく医療・介護、こういったところが中心になりながら投資先を探すと、そういった形になると思っております。

亀井委員

ぜひよろしくお願ひします。それで、現在の運用状況、詳細は分からないんですけども、運用状況を見て、これは全体的な捉え方だと思うんですけども、これは前回も先行会派が聞いておりますのであれですけども、どういう方向性でこれからいくというふうな感触なんでしたか。

ライフイノベーション担当課長

ファンドの運営状況、どういう状況かということにつきましては、これは毎年報告をいただいておりますが、情報の守秘義務、またファンドの信用を保つ上で、投資額に対するリターンという形での評価は難しい状況ではございますが、実際に出資したベンチャー企業は、このファンドをきっかけにほかの金融機関から融資をしっかりと受けたり、また提供するサービス、商品の売上げが順調に伸びていること、また、開発する機器などもございますが、こういったものが順調に進んでいると、こういったことを総合的に勘案いたしまして、ファンド自体の運営は順調に進んでいるとまず思っております。

また、今後につきましては、やはり社会情勢が、今回コロナ等もございました、こういったこともあって、かなりいろいろな変化がございます。しっかりまた運営者のほうから報告もいただきながら、我々とする、しっかりこういったまず投資した16社に対して事業が順調に進むようなできる限りの支援を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

亀井委員

結構順調なんですね。

ライフイノベーション担当課長

我々が報告を受けている範囲で順調だというふうに認識しております。

亀井委員

分かりました。順調が一番いいので、だってリターンがどう返ってくるかによって、神奈川県として1億出資しているのに、リターンとして5,000万しかリターンがなかったというふうになってくると、半分しか返ってこなかったじゃないかという話になっちゃいますから。でも、半分返ってきても、補助金としてぽんと出してそれで終わっちゃうよりは、半分でも返ってきて、なおかつそのベンチャー企業が成長して、そのベンチャーが最後神奈川にしっかりとそこで拠点を組んでいただいて、納税していただければ一番いいので、そういう形で返ってくるというのは私すごく評価しているんですね。

今回、今の課長の話を知ると、結構順調にいらっていると、もう今日は自信満々に順調にいらっているという話なので、これはもし、今回のファンドは2018年の3月30日からスタートしているんですよ。2027年の12月31日までと決まっているんですけども、これは2年延長できるんですよ。どうしますか。

ライフイノベーション担当課長

ファンドの運営状況等々、会社の状況を踏まえまして、2年間の延長ということは契約上明記されております。延長は可能だということが明記されております。

亀井委員

可能なのは分かっている。可能だからどうするのと、これだけの状況の中で、ファンドとしてもう終わってお尻を区切ってやるか、それとも2年延長してももっとベンチャー企業を育成していくか、どっちですか。

ライフイノベーション担当課長

現状、いろいろ社会情勢等、大きく変わっていく可能性も考えられなくはないところがありますので、恐らく令和9年度は、2027年の最終年度のときまでに、その近い段階で状況を見ながら考えていく形になるかというふうには思っ

ております。

亀井委員

ちょっとそれはいろいろ議論していただいて、もしかしたらこのファンドが非常に土台としていいものであって、それ以外から、金融機関からの出資があってベンチャーが育つということもあるかもしれないので、そこはちょっと慎重にお願いしたいなというふうに思います。

最後なんですけれども、いいですよ、2027年12月31日でしっかりとけりをつけるという話だったら、それを最後とする場合に出口戦略というのがやっぱり必要だと思うので、このゴールというのと、どういうことを思い描けば県民は安心するんですかね。

ライフイノベーション担当課長

まず、このファンド自体のそもそもの目的が、やっぱり県のヘルスケア・ニューフロンティア政策の推進に連動した形で、やはりヘルスケア産業自体を少しでも県民に届けたいというところからスタートしているものでございます。我々としますと、まず今回16社を対象にしております、支援している事業者がございしますが、例えば、県内に事業所を有するところとか、それから県内のいろんな企業、アカデミア、研究機関とも既に取り、また連携関係がある、また県内において事業を実施している、こういうところが多数ございます。こういったところの県民に届く形の取組をまずしっかりして、いわゆるソフト的な部分での対応をしたいとまず思っております。もう一つは、やはりファンドですので、しっかり投資した企業さんが順調に業績を伸ばしていただいて価値を上げていただきたいと、このようにも考えているところでございます。

亀井委員

そうですね、だから県民にもしっかりと利益があって、投資先のベンチャー企業がしっかりと育って、さらには出資元の神奈川県をはじめ、いろんな団体にリターンが来ることです。リターンがしっかりと。それをだから目指していただいて、ぜひその3つの視点で利益が出るように御努力いただきたいなと、そういうふうに思います。

亀井委員

では、もう時間もないので、あともう何問かで終わりにしたいんですが、報告にもありましたけれども、県内米軍基地をめぐる状況として、在日米軍基地におけるPFOS、安全管理について、これは先行会派もやっているもので、これは概略をちょっとお聞きしたいなというふうに思っているんですけれども、今回、国に要請している中で、県による基地内の立入調査というのを求めているんですけども、今の現状、近況はどうなんですか。

基地対策課長

現在、国や地元市等と連絡を取って、立入りに向けた調整を始めているところでございます。立入りの手続としましては、平成27年に日米地位協定を補足する形で、日米両国政府間で締結されました環境補足協定というものがございまして、そちらに基づく申請の制度というものがございます。この制度に基づき申請することになるのかどうかであるとか、また、基地に立ち入った場合、どのような調査を行うことにするのかとかといったことについて、調整を進めているところでございます。

亀井委員

具体的にどんな調査があるんですか。

基地対策課長

既に現在、米側と国のほうでサンプリングを行っていて、今後分析が行われるという状況がございます。その分析結果なども、今後の状況等も踏まえてこの調査の内容を判断することとなると思います。現時点では流出原因が不明であって、また流出量等も不明であることから、まず、自治体として厚木市内を含めた現地の状況を確認する必要があると考えております。あわせて、今後の米側と国の分析の状況も踏まえましてですけれども、環境農政局とも協議しまして、県として独自に現地で採水等の調査を申請することもあり得るというふうに考えております。

亀井委員

先ほど環境補足協定という話があったんですけども、県としてこの協定に基づいて立入検査をしたケースはあるんですか。他県はどうですか。

基地対策課長

神奈川県内の基地につきましては、環境補足協定に基づき立入りを行ったケースはございません。他県では、沖縄県のほうで、令和2年に普天間基地、そして令和3年にうるま市の陸軍貯油施設というところで、2例、そのような事例があるということは承知しております。ちなみに普天間基地の例につきましては、令和2年4月14日に申請を行って、4月21日以降、4回立入りを行ったというふうに伺っております。

亀井委員

分かりました。6月に判明した横須賀基地の排水処理施設からの流出、これについて、県は国に検査結果などの情報提供を求めているというふうに承知をしているんですけども、横須賀基地についても県として立入調査をすべきと考えますが、どうですか。

基地対策課長

厚木基地の事案との比較で申し上げますと、厚木基地の事案につきましては、P F O S等が流出した場所であるとか、その経路というのは分かっている状況でございます。一方で、横須賀基地の事案につきましては、P F O S等が検出されている原因が不明であり、その原因となっている場所であるとか、流出経路といったところも不明であるという違いがございます。

横須賀基地の事案につきましては、横須賀基地全体からの排水が集まってくる排水処理施設の入り口のところでP F O S等が検出されているというところがございまして、横須賀基地のどこに原因が、どこかの部分に原因があるというところは想定されるんですけども、その具体的な原因となる場所がどこかというところが不明になっているというようなところがございます。よって、まずは基地の中を最も熟知している米軍と、その基地を提供する立場にある国のほうで連携して原因究明を進めることが最も妥当だと考えておりまして、現在、米軍のほうでも原因究明を行っているというところがございますので、そちらを確実に行っていただくことが必要だと思っております。

また、自治体で立入を行うというケースの場合でも、横須賀市のほうが水質汚濁防止法に基づき対応する立場にあるということがございますので、横須

賀市の判断に沿った対応を行うような必要もあるという事情もございます。

県としましては、横須賀基地の事案につきましても、もし立入りが必要となった場合には、必要な手続を進めていきたいと考えております。

亀井委員

これは横須賀基地の場合は、横須賀基地の排水処理施設の排水の分析というのが出ていたじゃないですか、頂いた資料に。その排水処理施設に入ってくる水にはPFOSとかPFOAはそんなに出ていないのに、ほぼほぼ出ていないのに、検出されていないのに、この排水処理をするという、水をきれいに浄化する、県民としては浄化してきれいな水にして出さなきゃいけないという、装置を通ったらPFOSとかPFOAの値が上がっちゃったということは、何かそこに誰かがいたずらで混入させちゃったとか、何か混ぜたとかということ以外で何か考えられるんですか。

基地対策部長

この問題が起きてから、私もいろいろ学術論文とか、あるいは全国でいろいろなケースというものをちょっと調べさせていただきました。まず、1つお答えさせていただきますのは、例えば環境省が令和元年、それから2年に、全国のPFOS等の水質調査というのを行っております。これは米軍基地と関係ない場所でも、かなりいろんな箇所でPFOS等が検出されている、PFOSが排出されている可能性のある施設のそばでこの調査を行ったということで、様々な事業所ですとか廃棄物処理場、そして排水処理施設というものも対象となっております。したがって、排水処理施設から現状PFOS等が出てくるということはあり得ると、PFOS等を完全に今の現状の下水処理施設の中では分解することは必ずしもできないということはあるのかなと思っております。

では、その排水処理施設に流入してくる水と出ていく水の差ですね、それについて、特に出ていくほうが高いということについて何か学術的な知見があるかどうかということにつきましては、入ってくるよりも出ていく水のPFOSの濃度のほうが高いという事例はあるという指摘は見たことがあるんですけども、その原因までを特定したものは、ちょっと今のところまだ私は見いだすことができておりません。また、この件につきましては、県の環境部局のほうにも問合せをいたしましたけれども、現状の情報だけでは原因は不明であるというお答えでございました。

亀井委員

部長に御答弁いただいて、なかなか際どい御答弁だったかなと思うので、あまり突っ込むとちょっと違う方向に行っちゃいそうなので、今日は時間もないのでやめますが、今後こういう今の一連の状況を見て、県としてどうされますか。最後に、三森部長、お願いします。

基地対策部長

今回、横須賀、それから厚木でこのPFOS等を含む水が流出したということで、様々な課題があると思っています。まず、今流出した、事故が起きたという点につきましては、これはもうこれ以上県民に影響を及ぼさないような万全の対策を取っていただくということが、これは必要不可欠だと思っています。一方で、現状の環境補足協定におきましては、事故が起きた対策、連絡体制とか立入りの手続については定められているんですけども、それ以外の、

事故が起きてはならない、本来あってはならないんですが、事故が起きないふだんの米軍の管理状況についての情報の共有ですとか、どういうふうに環境がつながっている基地の外の自治体や日本側の機関と連携をしていくのかということについては、非常に薄いといいますか、最低限の規定しかないのかなというふうに思っております。そういったふだんの連携体制というものをしっかりとつくっていくということが事故の防止にもつながっていく、事故の抑止にもつながっていくと思いますので、そうした観点からも、今後関係機関、国や自治体と連携いたしまして、しっかりと国や米側に改正を求めていきたいと考えております。

亀井委員

ぜひ県民の健康に関わることでもありますから、なおかつ基地の中にも、日本人とか米軍人だとかという話じゃなくて、日本人従業員もいますし、いろいろな方がやっぱり基地の内外で生活しているので、ぜひそこはしっかりと捉まえていただいて対応していただくことを要望して、質問を終わります。

ライフイノベーション担当課長

先ほどファンドの関係で、出資額 12.5 億円に対して投資が現在 9.8 億円の差額をベンチャーに関して追加投資、こういうことはあり得るというお話を答弁させていただきました。当然あり得るんですけども、一定の無限責任組合に対するこの 2.7 億円の中には管理報酬も含まれているという形になりますので、全額が投資できる、新たに追加できるというわけではないことを申し上げさせていただきます。

亀井委員

管理報酬とはどのぐらいなんですか。その無限責任組合員の方々が取る費用。

ライフイノベーション担当課長

管理報酬に関しては公表しておりません。

亀井委員

公表していなくても、だってこの差額の 2.7 億も取っているわけじゃないと思うので、ぜひ出資した方々、さっき言った、まさに課長がお答えいただいたようなことを目指して出資したんだから、そういったところを踏まえてぜひ対応していただきたいと思います。